

新しい化学物質管理：高圧ガス事業者のための5ステップガイド

2026年4月より、多くの高圧ガスが労働安全衛生法に基づく化学物質管理の対象となりました。
これにより、事業者には化学物質のリスクを自ら評価し、対策を講じる「自律的な管理」が求められます。



対象物質を確認する

高圧ガスのSDS（安全データシート）を入手し、リスクアセスメント対象かを確認します。



化学物質管理者を選任する

専門的講習の修了者等から選任し、必要な教育を受けさせる必要があります。
製造（混合ガスの製造含む）を行っていない場合、教育は推奨



リスクアセスメントを実施する

厚労省の無料ツール「CREATE-SIMPLE」などを活用し、リスクを評価します。

CREATE-SIMPLE



対策を検討・実施する

SDSを参考に、適切な呼吸用保護具や化学防護手袋などを選定します。



結果を記録・保存する

リスクアセスメントの結果は3年間、関連する健康診断記録は5年間保存します。

管理者未選任には罰則あり

未対応の場合、行政指導の対象となるほか、事業者には6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金の対象となることがあります。

労働安全衛生規則第12条の5(根拠条文安衛法22条-罰則第119条第1項第1号)

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任は法令上の義務です。

| | |
|--------------------|--|
| 既にリスクアセスメントの対象 | アセチレン容器内のアセトンや、メタンガス、塩素、アンモニア、一酸化炭素、硫化水素、エチレンオキシドなどの毒性ガスなどの一部の高圧ガス関連物質 |
| 令和8年4月から新たに対象となる物質 | 窒素、アルゴン、酸素、ヘリウム、(以上は高圧の場合のみ対象、高圧空気も含まれます) 二酸化炭素、エタン、プロパン、メタン、六フッ化硫黄、アセチレン、エチレン、一酸化二窒素、三フッ化窒素、水素、ジシラン等の各種工業用ガス (以上は高圧ガス以外も対象、混合ガスも含まれます) |

選任にあたって、労働基準監督署への届出は不要ですが、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、その者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示するなどして、関係労働者に周知させてください。

